

1. 生物多様性プランとは

「生物多様性プラン」は、生物多様性基本法（平成 20 年 6 月施行）において、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）として位置づけられています。

生物多様性基本法より一部抜粋
 (生物多様性地域戦略の策定等)
 第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。



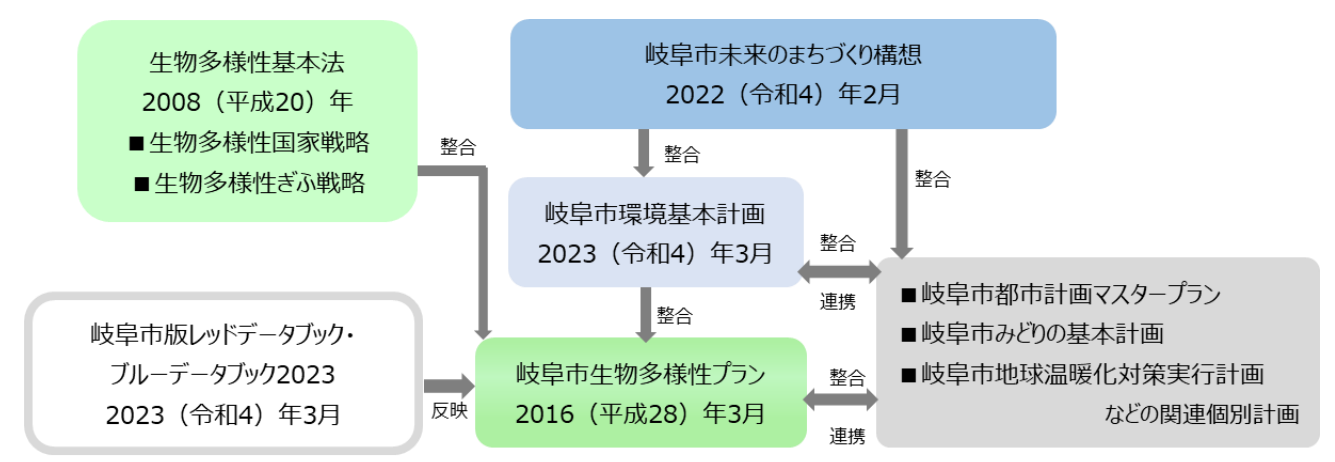
生物多様性プラン

【計画期間】
 2016 年度から 2025 年度

【目指すべき将来の姿】
 「多様ないきものと“あたりまえ”に暮らすまち」

2. 生物多様性プランの位置づけ

本市の最上位計画である岐阜市総合計画の環境分野の方針を示す環境基本計画の生物多様性に関する部門計画となります。



3. 生物多様性プランの推進体制

生物多様性プランに定める、目指すべき将来の姿を実現するため、3つの基本方針を掲げ、多様な取り組みを推進するとともに、数値目標を設定したアクションプランを3年ごとに作成し、取り組みの進捗管理を行っています。

アクションプランの数値目標の達成状況などは、**岐阜市自然環境保全推進委員会において、点検・評価を実施し**、その結果を公表しています。

2023 年度から3年間は、第3期アクションプランに基づき、「担い手づくり」を目標として各施策を推進していきます。

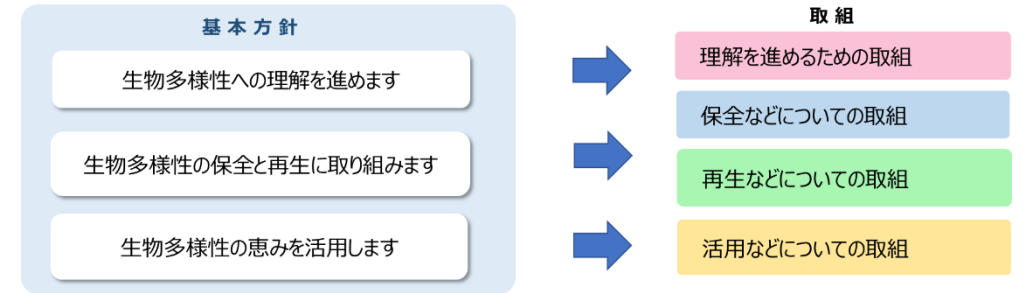


第3期アクションプラン

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
生物多様性プラン計画期間		第1期アクションプラン「土台づくり」			第2期アクションプラン「つながりの拡充・整備」			第3期アクションプラン「担い手づくり」		

4. 生物多様性プランの取組

生物多様性プランの基本方針に従い、目指すべき将来の姿の実現のために必要な4つの取組により生物多様性の保全を推進しています。



5. 具体的な事業について（一部抜粋）

■自然ふれあい活動支援事業

岐阜市自然ふれあい地域ビジョンに基づき、市内の自然環境保全活動の支援や、「ぎふネイチャーネット」の運営・管理、生物多様性シンポジウム（年2回）及び、アースレンジャー自然体験塾を開催しています。



生物多様性シンポジウム
 生物多様性についての理解を深め、保全の意義、重要性を考えるためのシンポジウム。年2回開催。



アースレンジャー自然体験塾
 親子で楽しく田植えなどの自然体験を行い、自然に興味をもつきっかけづくりをする体験型の環境教育。

■貴重野生動植物の保全

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき、ヒメコウホネ、ヤマトサンショウウオ、ホトケドジョウを貴重野生動植物種に指定し、自然環境保全活動団等と協力して保全に取り組んでいます。



ヒメコウホネ（絶滅危惧Ⅰ類）



ヤマトサンショウウオ（絶滅危惧Ⅰ類）



ホトケドジョウ（準絶滅危惧）

6. 委員会等のスケジュール

年月	委員会等
令和5年 8月21日	第1回 自然環境保全推進委員会
10月頃	第1回普及・活用部会
11月頃	第1回保全・再生部会
令和6年 2月頃	第2回 自然環境保全推進委員会